

平成 26 年度障害者スポーツ振興事業「地域における障がい者スポーツの振興事業」
委託先団体募集要綱

1. 助成の目的

障がい者が身近な地域においてスポーツに参加できる環境づくりを目指し、障がい者スポーツ指導者の活用を促し、障がい者向けのスポーツ教室や障がい特性を踏まえたスポーツイベント等の開催を通じて、参加した障がい者が、自主的・積極的・継続的にスポーツに取り組むことができるクラブやネットワーク等の組織・体制づくりの構築を目的とする。また、都道府県・指定都市の障がい者スポーツ協会が各地域における障がい者スポーツの統括組織として、体制および組織強化に寄与できることを目的とする。

2. 委託先対象

平成 26 年度公益財団法人日本障がい者スポーツ協会障害者スポーツ協会協議会登録団体とする。ただし、助成事業の実施体制が整っている事を委託先対象の条件とする。

3. 対象事業

下記の例を参考とした地域における障がい者スポーツ振興にかかわる事業とする。本事業は助成の目的に合致し、地域の障がい者スポーツ協会と障がい者スポーツ指導者協議会が協力・連携した体制で実施するものとする。

【事業内容例】

- (1) 障がい者のスポーツ教室事業
- (2) 障がい者スポーツ指導者の育成事業
- (3) 障がい者スポーツ指導者の派遣事業
- (4) 選手発掘・育成事業
- (5) 障がい者スポーツ理解啓発事業(大会等イベントも含む)
- (6) 障がい者スポーツにおける情報発信事業(広報)
- (7) 組織連携強化事業

※注) 厚生労働省が実施している「地域生活支援事業」内の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」で助成を受けている事業は重複して申請はできない。

4. 活動の範囲

事業は原則として一つの都道府県内(指定都市を含む)を対象とすること。なお、実施場所は、競技特性等の理由により当該の都道府県内で実施が困難な場合はこの限りではない。

5. 助成対象となる事業の実施期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日(事業完了)

委託費の支払い以前の実施費用については、実施団体の立替によるものとする。また、事業報告及び報告書原稿の締切りは、2 月末日とする。したがって、3 月中の事業実施については、注意すること。

6. 応募期間と手続きについて

応募期間は次のとおりとする。締切日までに下記の書類を作成し、送付すること。なお、締切り後の受付および書類に不備がある場合は受付できないので注意すること。

【応募期間】 平成 26 年 4 月 18 日から平成 26 年 5 月 2 日まで(消印有効)

【提出書類】 ①応募申請書

②事業計画書(データを CD 等の記録媒体またはメール等で提出)

③予算書(データを CD 等の記録媒体またはメール等で提出)

④団体資料 - 団体概要・事業報告書・決算書(前年のもの)、その他資料

7. 委託費と対象経費について

委託費は、各団体に 200 万円または 100 万円とする。また、委託費の支出科目は国庫補助金の規程に準じて、以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、消耗品費、会議費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金、保険料

* 詳しくは別紙の「経費支出について」をご参照ください。

* 委託費の入金は 8 月頃の予定です。

* 本事業では備品の購入はできません。また、支出については、すべて委託先団体の規程により行って下さい。

8. 選定方法及びその結果

- (1) 委託先団体の選定は、当協会が設置する選定委員会で、平成 26 年度助成事業に関する選定方針に基づいて審査し決定する。
- (2) 選定結果については、平成 26 年 5 月下旬を目途に文書をもって知らせる。また、決定した事業については、当協会ウェブサイトで公開する。
- (3) 他の機関の助成等を受けて本事業を実施することとなった場合は、採択後であっても委託費を辞退すること。
- (4) 選定結果に関するいかなる問い合わせ等については答えられない。

9. 委託先団体の決定と決定後の事務手続き(提出物)について

事業委託先の決定後、下記の書類を提出すること。

- ①委託契約書・・・内容をご確認の上、事業実施責任者が署名捺印し、事業計画書とともに 2部提出すること。
- ②請求書・・・・・・事務手続きの簡素化から、委託契約書と同時に請求書を提出しても構わない。

10. 事業報告について

本事業は、当協会がとりまとめ、平成 27 年 4 月 10 日までに文部科学省に提出しなければならないので、次の書類等を平成 27 年 2 月末日までに提出すること。

①完了報告書

事業実施責任者が押印して提出すること。別紙はデータを CD 等の記録媒体またはメール等で提出すること。

②決算書

データを CD 等の記録媒体またはメール等で提出すること。領収書及び納品書があるものは納品書のコピーを添付すること。

③成果物・印刷物

ポスター・チラシ・冊子等、委託費で作成したものを 4 部提出すること。

④謝金・旅費・賃金等の規程・規約等

支出の根拠となる規程・規約を提出すること。

⑤報告書(原稿)

全ての委託先の報告書を当協会では合本するので、原稿等をデータで提出すること。

【報告書内容】(案)

- ①実施目的 ②事業内容 ③実施体制 ④成果および評価 ⑤今後の課題 ⑥開催要項
 - ⑦参加者名簿 ⑧記録写真 ⑨その他所感、特記事項等
- ※ 詳細は後日の連絡とする。
※ 報告書の原稿は、1 団体 1 つの事業につき、1～2 ページの予定。

⑥その他事業に係る要綱等資料

11. 問合せ先及び送付先

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部

担当：滝澤・長谷部

E-Mail: takizawa@jsad.or.jp

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-14-9-5F

TEL) 03-5939-7021 FAX) 03-5641-1213

業務時間 月曜～金曜 AM9:30～PM5:45(祝日含まず)

※ この募集要綱は、平成 26 年度国庫補助事業(スポーツ振興事業)の予算の状況によっては内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。